

東日本高等学校土木教育研究会

会則並びに施行細則

【会 則】

[1] 総 則

第1条 本会は東日本高等学校土木教育研究会と称し、北海道・東北・関東・東海・北信越の5地区（ブロック）で構成する。

[2] 目的と事業

第2条 本会は工業教育、特に高等学校における土木系教育に関する研究を行い、その向上改善を図ると共に、会員相互の連絡並びに全国高等学校土木教育研究会との発展に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 土木系学科・コースに関する学習指導の研究
- (2) 土木建設業界の動静に関する研究並びに各種資料の収集・調査
- (3) 研究発表並びに講演・講習・見学会等の研修会の開催
- (4) その他、本会の目的達成上必要と認める事項

[3] 会員と組織

第4条 本会は、次の会員を以って組織する。

- (1) 正 会 員 東日本地域（エリア）において、本会に加入する土木系学科・コースを有する高等学校の校長とその学科の教員、並びに各地区から推薦された者
- (2) 特別会員 東日本地域の高等学校を退職したかつての本会会員、及び本会加入校以外の高等学校に在職しているかつての本会会員の中で、引き続き本会加入を希望し常任理事会で推薦された者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し本会の発展に協力する者で、常任理事会で推薦された者

第5条 本会の事務局は、常任理事会で協議の上、会長の指定する学校におく。事務局には、事務局長・会計を含む若干名をおく。

[4] 役 員

第6条 本会に次の本部役員（以下役員という）をおく。役員の任期は2年とし、再任及び重任を妨げない。

但し、任期の途中に異動あった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 若干名
- (6) 顧 問

第7条 役員は次の方法で選出し、総会に諮って定める。

- (1) 会 長 常任理事会で推薦する。
- (2) 副 会 長 常任理事会で適任と認めた会員の中から、常任理事会で推薦する。
- (3) 常任理事 各地区から常任理事として選出された者。
- (4) 理 事 各都道府県から理事として選出された者。
- (5) 監 事 総会開催県並びに次期開催県から1名ずつ選出する。
- (6) 顧 問 常任理事会で推薦する。

第8条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理して総会・常任理事会等を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代行する。
- (3) 常任理事は常任理事会を構成し、本会の事業計画・予算等本会の重要事項について審議する。
- (4) 理事は常任理事を助け、本会・地区の運営にあたる。
- (5) 監事は本会の事業・会計等を監査する。
- (6) 顧問は本会の運営について助言し、本会の発展を援助する。

[5] 専門委員会の設置・任務

第9条 本会には、必要に応じて各種の専門委員会を置くことができる。
但し、委員会の設置及び委員の選出は、会長が常任理事会にはかり設置・委嘱する。

第10条 委員会及び委員は、会長の命を受け、関係する事項の審議と委員会の運営にあたる。

[6] 会 議

第11条 総会は年1回定期的に開き、会務・会計の報告及び事業・役員の変更等の重要事項を審議する。

第12条 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

第13条 常任理事会及び各種専門委員会は、会長が招集する。

第14条 総会及び常任理事会等の役員会は、出席者の過半数の同意によって決議する。
なお、会の議長は会長があたるものとする。

[7] 会 計

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の経費は、次に定める会費・補助金及びその他の収入をもって充てる。

- (1) 通常会費 正会員の所属する学校単位 年額6,000円
- (2) 賛助会費 賛助会員単位 年額5,000円
- (3) 上記以外に臨時に会費を徴収することができるものとする。

[8] 付 則

第15条 本会則は、総会の決議を経なければ改定することはできない。

第16条 本会則の実施に関する必要な細則は、「施行細則」として別に定める。

第17条 本会則に定められていない事項は、常任理事会で協議の上処理する。

第18条 本会則は、昭和37年8月6日から実施する。

昭和41年7月28日	一部改正
昭和47年8月4日	一部改正
昭和49年7月30日	一部改正
昭和51年7月26日	一部改正
昭和54年7月26日	一部改正
昭和59年8月1日	一部改正
平成13年7月31日	一部改正
平成25年7月25日	一部改正

【施行細則】

(地 区 (ブロック))

第1条 会則第1条に掲げる地区の構成は、次の通りとする。

- (1) 北海道地区 (北海道全域)
- (2) 東北地区 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
- (3) 関東地区 (茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・千葉・神奈川・山梨)
- (4) 東海地区 (静岡・愛知・岐阜・三重)
- (5) 北信越地区 (新潟・長野・富山・石川・福井)

第2条 支部の運営は地区長 (ブロック長) があたり、地区に関する規約は地区毎に定める。

(会 員)

第3条 会則第4条の正会員で、各地区から推薦された者とは、次の通りである。

各地区推薦者とは、本会に加入していない学校に所属しているものの、各地区活動等に協力を頂いている土木系専攻の校長・教頭等のことである。

(役 員)

第4条 会則第6条の役員の内訳は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2～4名
- (3) 常任理事 北海道…………… 1名
東 北…………… 1名
関 東…………… 3名
東 海…………… 1名
北信越…………… 1名
- (4) 理 事 北海道…………… 2名
その他の都県……各1名
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 特に制限をしない。

(本部事務局関係)

第5条 本会の会計は一般会計及び特別会計とする。特別会計は周年行事や特別事業等に充てる。

第6条 事務局員の本会に関する出張旅費は、その所属校の旅費規定によるものとする。

第7条 本会の発展に寄与した者に対しては、常任理事会で協議して記念品を贈ることとする。

第8条 記念品等は、事務局で協議し会長が贈呈する。

第9条 研究発表等に奨励金を支出するときは、常任理事会で協議する。

(その他)

第10条 施行細則の改廃については、常任理事会で審議決定し、総会へ報告をする。

平成23年 7月28日 一部改正
平成25年 7月25日 一部改正